
令和5年度第6回八頭町農業委員会 議事録

1. 招集年月日 令和5年9月14日(木) 13時30分

2. 招集の場所 船岡地区公民館 大集会室

3. 出席委員 ○農業委員

会長	12番	安部	寛			
会長職務代理者	13番	山根	祐一			
委員	1番	田中	孝幸	2番	東田	輝正
	3番	明治	良一	4番	岸本	慶子
	5番	衣笠	指図	6番	横野	俊彦
	8番	上田	正人	9番	大谷	誠一
	11番	山本	知司			

○農地利用最適化推進委員

委員	西尾	寿秋	井上	寿光
	荻原	晴雄	岸本	政明
	横山	茂	猪本	正己
	佐藤	洋一	藤田	榮一郎
	鎌谷	一也	中山	浩一
	保田	公範	公賀	義高
	中嶋	美枝子		

4. 欠席委員 川村 忠幸 大村 祥一郎 細田 邦男 山田 裕人

5. 議事日程

第1	議事録署名委員の指名	5番 衣笠 指図	6番 横野 俊彦
第2	報告事項1	農地法第3条の3第1項の規定による届出書について	
第3	議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請審議について	
第4	議案第2号	農地法第5条第1項の規定による許可申請審議について	
第5	議案第3号	農用地利用集積計画案の決定について	
第6	議案第4号	農業経営基盤強化促進に関する基本構想の変更について	
第7	その他		

農業委員会事務局職員 事務局長 藤田 博之
主 事 奥谷 真好

6. 会議の概要

局長

開会（13時30分）

本日の欠席者は、川村職務代理、大村委員、細田委員、山田推進委員の4名です。

農業委員 出席者数 11名

農地利用最適化推進委員 出席者数 13名

定足数に達していますので、令和5年度第6回八頭町農業委員会を始めます。

開会にあたり、議長（会長）あいさつをお願いします。

議長（会長）

（あいさつ）

日程第1、議事録署名委員ですが、予め議席順と決まっていますので、5番 衣笠指図委員、6番 横野俊彦委員をお願いします。

次に日程第2、報告事項ですが私からはありませんが、委員さん方で報告がありましたらお受けしたいと思います。

委員一同

（報告なし）

議長（会長）

無いようでしたら事務局は報告をお願いします。

事務局

報告を1件させていただきます。資料をご覧ください。

報告1 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について。相続についての届出です。

今月は7件です。記載事項がもれなく記載されており、内容も問題ありませんでしたので受理しました。

議長（会長）

この件につきまして、質問意見はありませんか。

委員一同

（質疑なし）

議長（会長）

続きまして、日程第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請につきまして審議を行います。

受付番号13-1について事務局は説明をお願いします。

事務局

農地法第3条の規定による許可申請審議について。

受付番号13-1について説明をします。

【議案第1号 受付番号13-1 朗読後、説明】

土地の所在地 橋本地内

登記地目：畑 現況地目：畑

面積 527 m²

事務局

理由につきましては、申請地は以前から、隣接する農地を持つ譲受人が管理されていましたが、県外在住である譲渡人は、今後も管理することが困難であるため、この度、譲りたい旨を譲受人に相談をされ、売買の話がまとまったものです。

農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件ですが、現在譲受人は所有する農地で水稻や野菜を栽培されています。今回譲り受けられる農地では、引き続き、果樹や野菜を栽培される予定です。

通作については、自宅から100m程度であり問題ないと思われま

す。農地法第3条第2項第4号の農作業従事要件ですが、譲受人本人は退職後、15年以上農業の従事期間もありますし、譲受人の奥さんも15年以上農業の従事期間もあり問題はないと思われま

す。最後に、農地法第3条第2項第6号の地域との調和要件ですが、申請地では引き続き、果樹と野菜を栽培されるということで、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと認められます。以上です。

議長（会長）

この件につきましては、11番 山本知司委員に事前調査をお願いしますので報告をお願いします。

山本委員

山本でございます。農地法第3条の件につきまして調査をいたしましたので報告します。9月1日、申請場所の橋本●●番地に参りまして確認をいたしました。その足で譲受人のお宅を訪問させていただきました。譲受人は先ほど事務局から報告がありましたように20年ほど前から譲渡人の畑を借りて、管理しているということでございます。現地には柿、梨の木が2本ほど植えてあって、あと、草刈り管理されておったようでございます。この度、譲渡人はもう橋本には帰らないということで固定資産を持っていても大変なんで、畑だけをとりあえず売りたいということでですね、買ってもらいたいと話しがあり、お受けするという事になったようでございます。同日、その後ですね、広島にお住まいの譲渡人に連絡を取りまして、内容に間違いがないことを確認いたしました。農業委員会の許可を受けた後は速やかに契約等の処理をするということを確認しましたので事務局の説明のとおり問題ないと思えます。承認をよろしくお願

議長（会長）

はい。ありがとうございます。この件につきまして、質問意見はありませんか。

委員一同	(質疑なし)
議長 (会長)	意見が無いようですので採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。
委員一同	(全員挙手)
議長 (会長)	賛成多数と認めます。申請どおり決定といたします。 以上で、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についての審議を終了します。
事務局	<p>続きまして、日程第4 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請につきまして審議を行います。 受付番号8-1について事務局は説明をお願いします。</p> <p>農地法第5条第1項の規定による許可申請審議について。受付番号8-1について説明をします。議案書の2ページをご覧ください。</p> <p>【議案第2号 受付番号8-1 朗読後、説明】 土地の所在地 池田地内 登記地目：畑 現況地目：畑 面積 123 m² 資料については、議案書の3ページから6ページに付けています。</p> <p>場所については、議案書の3ページから4ページに図面を付けていますが、池田集落の南に位置する農地になります。土地利用計画図は6ページに付けています。</p> <p>転用理由につきましては、事業所近くの土地に駐車場及び農作業の体験施設を整備したいとのことです。</p> <p>本議案について、審査基準のすべての項目ごとに、申請書に記載された内容が当該基準に適合するか否か検討した結果を説明します。</p> <p>まず立地基準の農地区分と許可根拠についてですが、農地区分は、集団農地の第1種農地に該当します。許可根拠は集落接続です。</p> <p>資力及び信用についてですが、資力は金融機関の通帳の写しにより確認をしました。</p> <p>また、申請者は過去に違反転用を行ったことはなく、適当と考えます。</p>

事務局

事業計画を確認したところすみやかに実行されることが見込まれます。規模の妥当性については、土地利用計画図から必要最小限の面積であり妥当と考えられます。

周辺農地への影響ですが、西側、東側、南側は畑、西側は宅地であり、隣接地の同意は得られています。

また、雨水は自然流下で農業用排水路へ放流し、汚水は発生しません。

日照、通風についてですが、隣接農地と十分に距離をとっているため、影響はありません。

また、被害防除については、すみやかに対処することとしており問題ないと考えます。

以上です。 【スライド現地説明】

議長（会長）

この件につきましては、8番 上田正人委員に事前調査をお願いしていますので報告をお願いします。

上田委員

議席番号8番の上田です。調査日は9月11日の月曜日、朝7時半に電話にて確認をいたしました。借受人に電話で医療法人の駐車場、事業所用地であることを確認いたしました。問題なしということでございます。借受人である医療法人は池田にいられてからも数十年以上経ちましてですね、すごい患者の方が多くて車がいっぱいです。そのために奥の方を駐車場にしたいということをおっしゃいました。そういうことです。問題ないと思いますので審議の方をよろしくをお願いします。以上です。

議長（会長）

ありがとうございます。この件につきまして、質問意見はありませんか。井上推進委員どうぞ。

井上推進委員

よろしいでしょうか。井上です。ここに水路があるようです。農業用水路だっというふうに言われたんですけども、駐車場は多分舗装されるんでしょうからその雨水は農業用水路に流入させるということになるだろうと思うんですけどもその場合に例えば油の流出だとかというようなことについてこの敷地内に沈殿槽とかそういったものは設置をされる計画があるのかなのか。もし流れたときには、下流の水田に多分入るんじゃないかなと思われるんですけどもいかがでしょうか？

議長（会長）

事務局、お願いします。

事務局	<p>はい。失礼します。土地利用計画図の方を見ていただけたらと思います。6ページになります。青色で囲っている部分が申請の部分であります。井上推進委員の言われる油が出たらどうするかという話になりますが基本的には駐車場ということで油が出ることはありません。もし出ましたら、これはどこの市町村でもそうですが用水に入り込んだときの対応が町にはございまして何かしらの対応を取るようになるかと思えます。通常の駐車場ということですので問題ないと考えております。以上です。</p>
議長（会長）	<p>井上推進委員よろしいでしょうか。</p>
井上推進委員	<p>そうしますとですね、例えばどこでも開発許可申請で駐車場にするといった場合は、そういった油が流出するっていうことを想定しなくてもいいという判断になりますか。</p>
議長（会長）	<p>事務局、お願いします。</p>
事務局	<p>はい。駐車場では農地転用に関しましては考慮する必要はありません。</p>
議長（会長）	<p>他に意見が無いようですので採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員一同	<p>（全員挙手）</p>
議長（会長）	<p>賛成多数と認めます。申請どおり決定いたします。 以上で議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についての審議を終了します。</p>
事務局	<p>続きまして、日程第5 議案第3号 農用地利用集積計画案の決定について、事務局は説明をお願いします。</p> <p>議案書の7ページをご覧ください。 議案第3号 農用地利用集積計画案の決定について説明します。 町長から令和5年8月31日付けで、農用地利用集積計画の決定を求められています。 今月は通常の利用権が、更新のみで1件です。面積は、畑のみで651㎡（1筆）です。 中間管理事業分はありません。 すべて町の基本構想の各要件を満たしています。以上です。</p>

議長（会長）	<p>それでは、受付番号 31-1 について審議を行います。この件に関して質問意見はありませんか。</p>
公賀推進委員	<p>記載内容の確認について ※事務局説明、内容省略</p>
議長（会長）	<p>他に意見が無いようですので採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員一同	<p>（挙手多数）</p>
議長（会長）	<p>賛成多数と認めます。受付番号 31-1 について申請どおり決定します。 以上で議案第 3 号 農用地利用集積計画の決定についての審議を終了します。</p>
事務局	<p>続きまして、日程第 6 議案第 4 号 農業経営基盤強化促進に関する基本構想の変更について、事務局は説明をお願いします。</p> <p>本日配布の議案書の議案第 4 号 農業経営基盤強化促進に関する基本構想の変更について をご覧ください。</p> <p>八頭町長から令和 5 年 8 月 3 1 日付けで、農業経営基盤強化促進に関する基本構想の変更について意見を求められています。</p> <p>農業経営基盤強化促進に関する基本構想とは、農業経営基盤強化促進法に基づき、今後、本町で育成していこうとする担い手の効率的かつ安定的な農業経営の指標や目指すべき農業構造の目標を明らかにするとともに、その目標の実現にむけて実施していく事項等を定めた総合的な計画であります。変更内容につきましては、町産業観光課 高木主幹に説明いただきます。高木主幹をお願いします。</p>
高木主幹	<p>※変更内容説明、内容省略</p>
議長（会長）	<p>この件に関して質問意見はありませんか。</p>
<p>公賀推進委員 鎌谷推進委員 大谷委員 井上推進委員 上田委員</p>	<p>農業経営基盤強化促進に関する基本構想の内容等について ※高木主幹説明、内容省略</p>

議長（会長） 意見が無いようですので採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。

委員一同 （全員挙手）

議長（会長） 賛成多数と認めます。
以上で日程第6 議案第4号 農業経営基盤強化促進に関する基本構想の変更についての審議を終了いたします。

事務局 続きまして、日程第7その他について事務局よりお願いします。

●資料提供等

- ・農業委員・農地利用最適化推進委員名簿について
- ・令和5年台風7号に関する状況について
- ・八頭町農地、農業用施設等災害復旧事業補助金交付要綱

●第5回定例委員会での質問事項について

- ・八東地域振興株式会社について
- ・遊休農地の状況について
- ・遊休農地、荒廃農地及び耕作放棄地について

●次回の農業委員会開催日時について

次回の農業委員会は10月12日（木）13時30分から、船岡地区公民館大集会室で開催します。以上です。

議長（会長） その他、委員の皆様から何かありますでしょうか。

委員一同 （なし）

議長（会長） 無いようですので、以上で第6回農業委員会を終了します。

終了（14時15分）